

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本補助犬協会（以下「本法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程で役員とは、次の各号に定める者とする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員の以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他職務執行の対価として受け取る財産上の利義及び退職慰労金であり、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- ②常勤役員には、常勤役員俸給表（別表1）に基づき定例役員報酬をこの規程の定めるところにより支給することができる。
- ③常勤役員の退職慰労金は、常勤役員が退任するときに、その在任期間中の功労に報いるためにその任期に応じて、第6条の規定に基づき支給することができる。
- ④役員及び評議員には賞与を支給しない。
- ⑤非常勤役員及び評議員には定例役員報酬を支給しない。

(定例役員報酬額の決定)

第4条 本法人の常勤役員のうち、常勤理事の定例役員報酬は、常勤役員俸給表（別表1）に基づき評議員会が決定する。

- ②本法人の常勤役員のうち、常勤監事の定例役員報酬は、常勤役員俸給表（別表1）に基づき評議員会が決定するものとする。

(定例役員報酬の支給方法)

第5条 常勤役員の定例役員報酬は、職員賃金の支給日に支給する。

- ②定例役員報酬より控除する額、その他詳細については別に定める職員賃金規程に準じるものとする。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員の退職慰労金は、常勤役員が退任するときに、その在任期間中の功労に報いるためにその任期に応じて、支給することができる。

- ②常勤役員が死亡により退任するときは、その法定相続人に対して退職慰労金を支給することができる。
- ③常勤理事の退職慰労金は、第7条の算出基準に基づき評議員会が決定するものとする。

- ④常勤監事の退職慰労金は、第7条の算出基準に基づき評議員会が決定するものとする。
- ⑤非常勤役員及び評議員には退職慰労金を支給しない。

(退職慰労金の算出基準)

第7条 常勤理事の退職慰労金は、次の算式により算出された額を評議員会が決定するものとする。

最終月額報酬×在任年数

- ②常勤監事の退職慰労金は、次の算式により算出された額を評議員会が決定するものとする。

最終月額報酬×在任年数

- ③在任年数は、法人沿革にある日本補助犬センター設立日（平成14年6月）から含むことができる

(費用の支払等)

第8条 本法人は、役員及び評議員がその職務執行について負担した費用の実費についてその請求のあった日以降速やかに支払うものとする。

- ②前項に定めるほか必要な場合は、仮払いを受けることができる。この場合、費用の発生後遅滞無く過不足を精算するものとする。

- ③常勤役員には、通勤手当を支給することができる。その支給方法は、別に定める職員賃金規程に準じるものとする。

- ④役員及び評議員がその職務執行について出張をするときは、旅費（宿泊費を含む）を支給する。その支給方法は、別に定める旅費規程に準じるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の基準として公表をするものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附則) この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

平成27年3月3日改正

令和4年6月17日改正

(別表1) 常勤役員俸給表

等級	月額 (円)	等級	月額 (円)	等級	月額 (円)
第1号	50,000	第8号	400,000	第15号	750,000
第2号	100,000	第9号	450,000	第16号	800,000
第3号	150,000	第10号	500,000	第17号	850,000
第4号	200,000	第11号	550,000	第18号	900,000
第5号	250,000	第12号	600,000	第19号	950,000
第6号	300,000	第13号	650,000	第20号	1,000,000
第7号	350,000	第14号	700,000		